

## 特集「教養教育の評価」の企画にあたって

川口 昭彦\*

第二次世界大戦後まもなく発足した新制大学における改革には、二つの目的があった。一つは、少数の高等学校が少数の大学に直結していた戦前の制度にかわって、全国に多数の新制高校と新制大学を設置し、能力のある者は誰でも大学教育を受けることができるという教育の機会均等を実現することであった。もう一つは、それまでの大学教育の内容があまりに専門性に偏っていたのを改め、一般教養という考え方をカリキュラムに導入することであった。第一の目的は完全に達成され、大学は十分すぎるほど大衆化して、進学率もアメリカ合衆国に匹敵するまでになった。しかし、後者については残念ながら当初の意図が実現したとは言い難い。一般教養は、独自の意義をもつ教養教育としてよりも、むしろ専門教育への準備段階として位置づけられた。そのため、大多数の大学では教養教育の担当部局が専門学部とは区別された教養部として設置され、予算や教官数が専門学部と比べて非常に少なく抑えられた。20世紀後半の専門教育重視の風潮の中で、教養教育はますます軽視される傾向が強まり、いわゆる「パンキョウ」と揶揄されていた。すなわち、わが国の大学では教養教育という考え方が根付かなかったのである。

このような問題点が放置されていたわけでは決してない。改革の議論は数えきれないくらい行われたが、残念ながらそれは論議ばかりであった。この原因の一つは、1947年から施行された大学設置基準という枠組みがあったからである。この大学設置基準によれば4年間の学士課程(学部)教育は、一般教育・専門教育それぞれ2年間の2段階から構成されていた。前半の2年間は、一般教育として、人文科学、社会科学、自然科学の三領域にわたって一定数の授業科目を必修として開講し、さらに外国語、保健体育を必修とすることを定めていた。このように教育課程の編成、あるいは開講されるべき授業科目と単位数などの「ソフト」面ばかりではなく、大学設置基準は学生1人あたりの校舎面積、教官・学生比率、学生1人当たりの図書冊数など、いわゆる「ハード」面についても、細かく規定してあった。すなわち、大学の自由は事実上認められていなかったのである。戦後の混乱期から新制大学が立ち上がるためには、政府・文部省の厳しい管理・統制あるいは保護も教育の質を維持するためには必要であったかもしれないが、それが大学の自由な発展を妨げ、改革への自主的な努力を制約しているとの批判は早くから大学の内外にあった。しかし、驚くことに、半世紀近くにわたって、わが国の大学は全く同じ大学設置基準によって運営されてきたのである。

この設置基準が、カリキュラム編成を中心とした教育の面で、1991(平成3)年に改訂された。これがいわゆる「大綱化」と呼ばれているものであり、それまで、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門科目と細かく明記されていた授業科目の区分がすべて削除され、「教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする」という一条項にまとめられたのである。この短い文章が全国の大学に「戦後の改革以来、最大の改革」を始動させることとなった。それは、一般教育の改廃を軸とした学士課程教育の改革であった。そして、この改革の嵐は今でも続いている。

大学評価・学位授与機構が大学評価事業を開始するにあたって、大綱化から10年を経過しようとしていた教養教育を全学テーマ別評価の一つとして取り上げることとした。これは、大綱化に始まり、いくつか提出された提言が、どのような改革に結実したのか、個々の大学の改革の努力がどのように結実しているのかという問題を検証する目的である。評価結果は、教養教育の重要性が以前に比べてむしろ強く認識されてきていることを示している。社会が高度化・複雑化する中で、社会全体としても、教養および基礎的な学力の重要性が改めて指摘されており、各大学において新たな教養教育の在り方を考慮した教育を推進しようとする試みや努力が行われていることが明確になった。

このような状況を踏まえて、この特集を企画した。この特集では、評価結果全体を概観し、教養教育が抱える問題点を整理した。さらに、いくつかの大学(以下、五十音順に掲載)における教養教育の取組や評価に対する対応などについてまとめた。この特集が、教養教育改革の問題点や今後の方向性への示唆、教養教育の評価方法の改善などに役立つことを願っている。最後に、この特集にご執筆いただいた著者の方々に感謝したい。

\* 独立行政法人大学評価・学位授与機構評価研究部長・教授